

令和7年第4回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和7年12月15日（月）午前10時開議

日程第1	議案第48号	取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第49号	取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第50号	取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第51号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第52号	取手市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第2	議案第53号	取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
	議案第54号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
	議案第55号	取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について
	議案第56号	取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第57号	取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第58号	取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第59号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
	議案第60号	市道路線の認定について
日程第3	議案第61号	指定管理者の指定について
日程第4	議案第62号	指定管理者の指定について
	議案第63号	指定管理者の指定について
	議案第64号	指定管理者の指定について
	議案第65号	指定管理者の指定について
	議案第66号	指定管理者の指定について
日程第5	議案第67号	指定管理者の指定について
日程第6	議案第68号	指定管理者の指定について
日程第7	議案第69号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）
	議案第70号	令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第71号	令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

---

日程第8 請願第14号 ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願

---

日程第9 請願第15号 議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を求める請願

---

日程第10 委員会提出議案 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
第 2 号

---

日程第11 意見書案 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書  
第 6 号 について

意見書案 「政治とカネ」の問題に関する抜本的改革を求める意見書  
第 7 号 について

意見書案 非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意見  
第 8 号 書について

---

日程第12 意見書案 ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書について  
第 9 号

---

日程第13 議会運営委員会、総務文教常任委員会の中間報告の件

---

日程第14 休会の件

令和7年12月9日

取手市議會議長  
山野井 隆 殿

総務文教常任委員会  
委員長 鈴木三男

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第48号	取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第49号	取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第50号	取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第51号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第52号	取手市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第57号	取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第58号	取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第59号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第68号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第69号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）（所管事項）	原案可決

令和7年12月10日

取手市議会議長  
山野井 隆 殿

福祉厚生常任委員会  
委員長 久保田 真澄

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第53号	取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	原案可決
議案第54号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第62号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第63号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第64号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第65号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第66号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第69号	令和7年度取手市一般会計補正予算(第5号)(所管事項)	原案可決
議案第70号	令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第71号	令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決

令和7年12月11日

取手市議会議長  
山野井 隆 殿

建設経済常任委員会  
委員長 海東一弘

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第55号	取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第56号	取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第60号	市道路線の認定について	原案可決
議案第69号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）（所管事項）	原案可決

令和7年12月9日

取手市議会議長  
山野井 隆 殿

総務文教常任委員会  
副委員長 長塚美雪

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第61号	指定管理者の指定について	原案可決

令和7年12月10日

取手市議会議長  
山野井 隆 殿

福祉厚生常任委員会  
副委員長 杉山尊宣

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第67号	指定管理者の指定について	原案可決

令和7年12月12日

取手市議会議長  
山野井 隆 殿

議会運営委員会  
委員長 赤羽直一

請願審査報告書

本委員会は、令和7年12月8日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第15号	議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を求める請願	不採択	

令和7年12月10日

取手市議会議長  
山野井 隆 殿

福祉厚生常任委員会  
委員長 久保田 真澄

請願審査報告書

本委員会は、令和7年12月2日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件 名	審査結果	措 置
請願第14号	ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願	採 択	関係機関に意見書を提出

委員会提出議案第2号

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年12月15日

取手市議会議長 山野井 隆 殿

提出者 議会運営委員会  
委員長 赤羽直一

提案理由

一般会計予算（補正予算を除く。）及び一般会計決算に関する事項を所管する常任委員会を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例

取手市議会委員会条例（昭和45年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す  
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。<u>この場合において、第1号から第3号までに規定する常任委員会が所管する事項には、第4号に規定する常任委員会が所管する事項は含まれないものとする。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>一般会計予算・決算審査常任委員会</u> <u>11人</u> <u>一般会計予算(補正予算を除く。)及び一般会計決算に関する事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(常任委員の所属)</p> <p>第2条の2 議員は、<u>前条第1項第1号から第3号までに規定する常任委員会のうち</u>、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>一般会計予算・決算審査常任委員会</u> <u>11人</u> <u>一般会計予算(補正予算を除く。)及び一般会計決算に関する事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(常任委員の所属)</p> <p>第2条の2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p>

### 付 則

この条例は、令和8年2月15日から施行する。

意見書案第9号

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年12月15日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 福祉厚生常任委員会  
委員長 久保田 真澄

## ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書（案）

内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められています。

また、特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっています。

ひきこもり支援に関する法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」がありますが、対象が40歳未満と若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状があります。

また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっています。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にある全ての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、下記の事項を強く要望します。

### 記

- 1 ひきこもり支援基本法を制定すること。
- 2 ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること。
- 3 「子ども・若者育成支援推進法」、「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること。
- 4 当面、厚生労働省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め、取り組めるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣（共生・共助担当） 財務大臣

令和 7 年 1 2 月 1 2 日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

議 会 運 営 委 員 会

委員長 赤 羽 直 一

### 委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第 45 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事件名 議会基本条例の検証及び見直し

2 調査の経過 令和 7 年 6 月 2 日、6 月 18 日、8 月 27 日、9 月 22 日、  
10 月 9 日、11 月 26 日

3 意 見 議会基本条例の条文のうち 15 項目について検証シートを作成し、現在の取組や課題について検証を行った結果、取組の検討・改善が必要とされた項目について協議結果をまとめた。詳細は別紙のとおり。

# 取手市議会議会基本条例検証シート

## 1 検証の結果、取組・改善の必要性があるとしたもの

(4項目／いずれも条例改正の必要性までは認められなかった。)

(議会の活動原則)

- 第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (2) 政策提案権を積極的に活用することができるようすること。
- (3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。
- (6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条文	第3条
課題等	・取手市議会申し合わせ事項として、「議会の運営方法を委員会中心主義とすること。従来どおり委員会中心主義とする。 ～中略～ また、議員は、自分が所属する委員会の所管の質疑は自主的に慎むものとする。」とあり所管常任委員会の質疑は、議員の良識に任せ、なるべく慎んでもらう。 この記述により、所管委員による本会議での質疑は「慣行上、慎むことが望ましい」という姿勢が示されていますが、強制力を持つ規定ではなく、各議員の判断に委ねられています。 その結果として、所管委員が本会議において質疑を行った後、さらに委員会においても同じ議題に関して質疑を重ねることが可能な状態となっており、他の非所属議員との間で明らかな質疑機会の差が生じています。 ◆ 議会基本条例 第3条（公平性及び透明性）との矛盾 「議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、議会活動の活性化を図るものとする。」

	<p>この基本条例が掲げる「公平性の確保」とは、議員全員が等しく政策を問う機会を持ち、対等な立場で合議に参加できる状態を意味するものです。</p> <p>したがって、現在のように、所管委員が本会議と委員会の両方で質疑可能である一方で、委員会に所属していない議員は、委員会での質疑機会を持たず、本会議のみの制限的な質疑しかできないという状況は、議会基本条例第3条の理念と明確に整合しない状態であると考えます。</p> <p>以上の観点から、議会運営上の公平性を制度的に担保するために、「所管委員は本会議における質疑を原則として控えること」、「例外的に質疑を希望する場合は、議長の許可を要すること」といったルールの明文化を提案</p> <p style="text-align: right;">(みらい)</p>
--	---

課題等を踏まえた意見	・議会改革調査特別委員会の申し合わせで、本会議における「自分が所属する委員会の所管の質疑は自主的に慎しむ」、「議員の良識に任せ、なるべく慎んでもらう」とされているが、実際には本会議で所属する委員会の質疑が行われているケースがあり、質疑時間の点で公平性に欠けるので精査すべき。
取組・改善の必要性	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">あり</span> · <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">なし</span>
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	・自分が所属する委員会の所管の質疑は原則として控えるものとする。ただし、質疑を希望する場合には議長の許可を得て行うことができるものとする。
条例改正の必要性	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">あり</span> · <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">なし</span>
条例改正の内容・方向性	

(議会の活動原則)

**第3条** 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。

(2) 政策提案権を積極的に活用することができるようすること。

(3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。

(4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

**(5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。**

(6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条文	第3条第5号
課題等	<p>・議会運営の合理性と市民の傍聴意欲の向上について</p> <p>1.取手市議会基本条例第3条第5号には、「市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること」と明記されています。しかしながら、現状の議会運営では、同一の議案に対し、複数の議員が趣旨の重複する質疑を繰り返し行う場面が見受けられます。その結果、執行部からも同様の趣旨・内容の答弁が繰り返される状況となり、議論の新たな深まりや政策提言の発展に必ずしもつながっていないという実態があります。さらには、議会運営の合理性や効率性という観点から課題であるのみならず、傍聴者やインターネット配信を通じて議会を視聴する市民に対し、同様の質疑と答弁が続くことで、議会の生産性に疑問を抱かせる可能性があり、議会への信頼性や関心の低下を招く恐れもあります。市民の理解と関与を得られる議会を実現するためにも、今後の議会運営においては、同一趣旨の質疑の重複を極力避ける工夫、会派内や委員会での事前の情報共有・整理、新たな論点の掘り下げにつながる質疑の促進といった観点から、より合理的かつ建設的な議会運営を検討していく必要があると考えます。</p> <p>2.現在、取手市議会では「1日1委員会制」を採用しており、全ての委員会を傍聴可能とする環境が整えられています。また、各委員会の審査内容についてはインターネットによるオンデマンド配信も行われており、市民や議員がいつでも委員会の議論を確認できる体制となっています。</p>

	<p>このような状況下で、本会議において委員長報告という形で再度委員会の審査経過を形式的に読み上げることに、どれほどの実効性があるのかは再考の余地があります。とりわけ、報告の様式が委員長の裁量に委ねられていることにより、全体を要約せず、記録の一部を抜粋して読み上げるだけの報告が行われるケースもあり、議会全体としての説明責任や市民への情報提供の観点からは課題が残ります。</p> <p>本会議であえて委員長報告を行うのであれば、全ての審査項目を網羅し、傍聴者や市民に分かりやすく整理した上での報告が求められます。そのような報告でなければ、すでに可視化された委員会活動と重複し、報告としての意味を成さないばかりか、議会運営の効率性に疑義が残る。</p> <p><b>提案事項</b></p> <p>1.全ての委員会が傍聴可能かつネット配信により市民も確認できる現状を踏まえ、本会議における委員長報告は原則として行わないとする方向で検討すること。</p> <p>※一部事務組合報告同様の形式への検討。</p> <p>2.本会議における委員長報告に関して質疑が必要な場合は、事前に疑義の内容を明確にし、議長に対して発言許可を求める手続きを設ける。これにより、議事の効率性と質の確保を両立させることを目指す。</p> <p style="text-align: right;">(みらい)</p>
--	--

課題等を踏まえた意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告が単なる形式的なものになっている。</li> <li>・委員会の議事録を確認できるほか、Y o u T u b eで委員会の内容を視聴し確認することができるので、委員長報告を簡略化してもいいのでは。</li> <li>・会議規則第39条で委員長報告は規定されている。</li> <li>・委員長報告は必要であるが、在り方は検討すべき。</li> </ul>
取組・改善の必要性	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">あり</span> <span>・</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">なし</span> </div>
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告については、委員会での審査などの内容がY o u T u b eや会議録で公開され確認できるという現状を踏まえ、委員長の裁量で内容を簡略化することも認める。</li> </ul>
条例改正の必要性	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">あり</span> <span>・</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">なし</span> </div>
条例改正の内容・方向性	

(議員研修)

第17条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

条文	第17条
課題等	・議会の機能強化の手法として、複雑広域化する行政課題について、他の地方公共団体との連携 (公明党)

課題等を踏まえた意見	・一部事務組合など近隣の団体と市議会との連携が少ないので、今後連携してみてはどうか。
取組・改善の必要性	あり・なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	・条例に掲げられているように、議員の政策形成及び政策立案向上を図る目的で、今後は他の自治体や団体との共通の課題がある場合、連携して研修や研究したり、各種議長会が主催する研修を有効に活用するなどの意識を持ちながら議会活動を進める。
条例改正の必要性	あり・なし
条例改正の内容・方向性	

(議会広報の充実)

第20条 議会は、議会だより、市議会ホームページ等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

条文	第20条
課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>・Y o u T u b e で議員個人のQRコードが出来ないか？ (創和会)</li><li>・市ホームページ市議会、市民により検索しやすい環境整備 (公明党)</li></ul>

課題等を踏まえた意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・議会のホームページだけでなく、市のホームページ自体が検索しやすい。</li><li>・市のホームページを見たとき、議会のバナーがトップページのだいぶ下にあり見つけづらい。</li></ul>			
取組・改善の必要性	<table border="1"><tr><td>あり</td><td>・</td><td>なし</td></tr></table>	あり	・	なし
あり	・	なし		
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>・議会のページをリニューアルし、カテゴリ一分けし検索しやすいページに変更する。 (11月に、市ホームページの議会のページについて、見やすくカテゴリ一分けした構成に変更を行いました。)</li></ul>			
条例改正の必要性	<table border="1"><tr><td>あり</td><td>・</td><td>なし</td></tr></table>	あり	・	なし
あり	・	なし		
条例改正の内容・方向性				

## 2 検証の結果、引き続きこれまでと同様に取り組んでいくこととしたもの

### (11項目／検証を行った条項及び出された課題等のみを記載)

(議会の活動原則)

**第3条** 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (2) 政策提案権を積極的に活用することができるようすること。
- (3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。
- (6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条文	第3条第2号
課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>・市長提出議案の審査に重点が置かれている。</li><li>・一般質問項目を取り上げ、委員会等で政策提案につなげることも必要</li></ul> <p style="text-align: right;">(無会派クラブ)</p>

(議会の活動原則)

**第3条** 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (2) 政策提案権を積極的に活用することができるようすること。
- (3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。**
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。
- (6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条文	第3条第3号
課題等	<p>・市長その他執行機関（市長等）との自由かつ達な討議は行われていない。 (日本共産党)</p> <p>・会派での討議を経た結果になっており、市民の見える場で討議されていないのではないか。会派ごとの意見表明が中心で、討議しても結論が変わらない。自由かつ達な討議にはならない。 (無会派クラブ)</p>

(議会の活動原則)

**第3条** 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。

(2) 政策提案権を積極的に活用することができるようすること。

(3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。

(4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

(5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。

(6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条 文	第3条第4号
課 題 等	・意見交換会等から得た市民の意見を政策提案につなぐことが必要 (無会派クラブ)

(議員の活動原則)

**第4条** 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条

例（平成26年条例第9号）を遵守すること。

**(2)議員による積極的な条例提案を行うよう努めること。**

(3)議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(4)議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。

条文	第4条第2号
課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>条例提案が必要であるという認識に至っていない。 (無会派クラブ)</li></ul>

(議員の活動原則)

**第4条** 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号）を遵守すること。

(2)議員による積極的な条例提案を行うよう努めること。

(3)議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

**(4)議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。**

条文	第4条第4号
課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>個人の活動も大事だが、チーム議会としての情報発信にもっと力を入れるべき。 (無会派クラブ)</li></ul>

(市民参加及び市民との連携)

**第5条** 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、市民と多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
- 3 議会は、請願を政策提案として受け止め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における当該請願に係る質疑が終結するまでの間に請願の代表提出者又は代表提出者から委任を受けた提出者（以下「代表提出者等」という。）から発言の申出があったときは、特別の理由がない限り、委員会において代表提出者等の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 4 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ適当と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、前項の規定により請願に係る意見を述べた代表提出者等は、当該請願について傍聴人として発言することはできない。

条文	第5条第1項
課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>・賛否の理由を表明すべき。特に反対の場合は、説明責任を果たすべき。会派ごとに賛否を決めていることの弊害ではないか。 (無会派クラブ)</li></ul>

(意見交換会)

**第6条** 議会は、市民との対話と報告の場として、意見交換会を年1回以上行うものとする。

- 2 意見交換会に関する事項は、別に定める。

条文	第6条第1項
課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>・意見交換会の目的の見直しが必要ではないか。市民が、意見交換会に何を求めてきているかを、考えるべき。現状を理解することにとどまらず、それがどう政策提案につながるかを確認したい。議員の考えを確かめたい。それに応える姿勢を見せる必要があるのでは。 (無会派クラブ)</li></ul>

(市長による政策形成過程の説明)

**第8条** 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項に関し説明を求めるものとする。

- (1)政策等を必要とする背景
- (2)提案に至るまでの経緯
- (3)市民参加の実施の有無及びその内容
- (4)他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討
- (5)総合計画における根拠又は位置付け
- (6)政策等の実施に係る財源措置
- (7)将来にわたる政策等の費用及び効果

条文	第8条第1号から第7号
課題等	<p>(1)～(7)のいずれかに該当しているのに、議長、委員長に質疑の変更や取り下げを求められることがある。</p> <p style="text-align: right;">(無会派クラブ)</p>

(会派)

**第14条** 会派は、2人以上により結成された議員の団体とする。

2 会派について必要な事項は、取手市議会会派規程（平成22年議会訓令第2号）で定めるものとする。

条文	第14条第1項
課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>・会派は2名以上とする考えは妥当</li></ul> <p style="text-align: right;">(公明党)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・会派制を廃止すべき。会派制を採用しているため、合意形成過程が不透明。会派内で、賛否が分かれる場合が非常にまれなため、市民には個人の意見が分かりづらい。市民は、議員個人に投票しているのであって、会派に投票しているわけではない。</li></ul> <p style="text-align: right;">(無会派クラブ)</p>

(会派代表者会議)

第15条 会派代表者会議について必要な事項は、取手市議会会派代表者会議規程  
(平成22年議会訓令第3号) で定めるものとする。

条文	第15条
課題等	会派制を廃止すべき。 (無会派クラブ)

(議会図書室の充実)

第19条 議会は、議員の調査研究の推進のために、議会図書室の充実強化に努める  
ものとする。

2 議会図書室の管理について必要な事項は、取手市議会図書室管理規程（昭和58年議会訓令第1号）で定めるものとする。

条文	第19条第1項
課題等	・タブレットが導入されているので、条例自体が必要かどうか? (創和会)

令和7年12月12日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

総務文教常任委員会  
委員長 鈴木三男

### 委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1 調査事件名

所管事務調査「総務部の所管に関する事項」（災害時の避難所運営について）

#### 2 調査の経過

年月日	調査の内容
令和6年 6月11日	委員会の任期中における重点調査テーマを「災害時の避難所運営」とすることに決定
9月10日	今後の調査方法について協議し、茨城県常総市に行政視察を実施することに決定
11月1日	茨城県常総市への行政視察を実施
12月9日	常総市の行政視察結果を踏まえ、今後の調査方法について協議し、2つのグループに分かれて調査を実施することを決定
令和7年 1月28日	各グループごとに、現状について執行部にヒアリングを実施することを決定
2月13日	執行部へのヒアリングに当たって、各グループの具体的な調査項目を協議
3月6日	執行部へのヒアリングに当たって、各グループの具体的な調査項目を報告
6月13日	執行部へのヒアリング結果を委員間で共有
7月30日	各グループで調査シートを作成することを決定
9月11日	各グループで作成した調査シートを共有
11月17日	調査シートを基に提言事項を決定

#### 3 中間報告

別紙1の提言書のとおり提言することに決定しました。

なお、別紙2の調査シートを基に提言事項を決定しました。

別紙1

## 災害時の避難所運営に関する提言書

総務文教常任委員会では、所管事務調査として「災害時の避難所運営」について調査を進めてきました。

調査に当たっては、平成27年9月関東・東北豪雨により多大な被害を受けたことを契機に、防災先進都市として様々な先進的な取組を実施している茨城県常総市に行政視察を行いました。

その後、執行機関への現状確認を行い、課題事項に関し、委員間で討議を重ねてきました。

これらの調査結果等を勘案し、当委員会として、本市における災害時の避難所運営について、下記の事項を提言します。

### 記

- 1 市民（子ども～高齢者、外国人）に絵や図で分かりやすい避難所マニュアルを作成すること。
- 2 指定避難所ごとに備蓄倉庫を設置し、水、食料、災害用トイレを3日分確保すること。

## 重点調査テーマ「災害時の避難所運営」の調査シート

委員長 鈴木 三男

副委員長 長塚 美雪

委員 本田 和成

〃 岡口 すみえ

〃 関川 翔

〃 小堤 修

〃 落合 信太郎

委員名	鈴木三男・本田和成・岡口すみえ・落合信太郎
標題	避難所運営の体制について
はじめに	<p>避難所運営において良好な環境を整えることは、避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える礎となる。</p> <p>市は、避難所の開設・運営を通して、避難所における良好な生活環境の確保に向けて、様々なニーズに対応することが求められる。</p>
執行部の現状	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所で収容できない避難者への対応については、車中避難、民間施設への避難、親戚宅避難、在宅避難を想定</li> <li>2 避難所の円滑な開設・運営に向け、発災時を想定した研修や訓練を実施</li> <li>3 自治会・自主防災会と積極的に連携し、避難所運営の中心的な役割を担ってもらう。</li> </ol>
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所運営の体制を確立すること             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定避難所で収容できない避難者への対応。</li> <li>(2) 避難所運営は多岐にわたるため、市職員のみで十分な人員を確保することは困難である。避難所の質を向上させるためには、公助である市の支援に加え、自治会や自主防災会による「共助」が重要となる。</li> </ol> </li> </ol>
課題解決策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所運営委員会を立ち上げるには、共助である自治会、自主防災会の役員が中心的な役割を担うことから、自主防災会未結成地区（14地区）においては、早期の結成が必要</li> <li>2 防災士、消防、市職員OBなど、防災の知識を持つ人材を事前に登録し、避難所運営の支援ができる体制の構築</li> <li>3 道路状況や被災により市職員の参集が困難な場合も想定し、自主防災会によって避難所の開設が可能となるよう、キーボックスの設置やカギの管理などの対応が必要</li> </ol>

委員名	鈴木三男・本田和成・岡口すみえ・落合信太郎
標題	備蓄物資について
執行部の現状	<p>1 備蓄物資については、最大避難者数を想定し、必要な備蓄の確保に努めているが、現状では十分な量には達していない。</p> <p>2 市の備蓄は、保存水（5年保存）、アルファ米、乾パンなど1人3日分を目標としており、4日目以降の食料については、支援物資に頼らざるを得ない。</p> <p>3 資機材としては、パーテイション、ダンボールベッド、折りたたみ式簡易ベッドなど</p> <p>4 その他、仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機などについても備蓄している。</p> <p>5 不足する資機材については、自主防災会の資機材活用を検討しつつ、他の自治体との災害援助協定や民間事業者との物資供給協定の締結を図っている。</p> <p>(1) 備蓄品の種類（主な項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・飲料水 アルファ米、乾パン、保存水（5年保存）など。1人3日分を基準に備蓄</li> <li>・衛生用品 携帯トイレ、簡易トイレキット、消毒液、マスク、生理用品など</li> <li>・生活用品 毛布、段ボールベッド、ブルーシート、懐中電灯、電池、カセットコンロ</li> <li>・医療・介護用品 救急セット、体温計、簡易ベッド、紙おむつ、介護用マット等</li> <li>・情報通信機器 携帯充電器、拡声器、ホワイトボードなど</li> </ul> <p>(2) 備蓄品の配置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校、公民館など指定避難所に分散配置</li> <li>・市の防災倉庫に集中保管される物資もあり、各避難所への即時搬送が課題</li> </ul> <p>(3) 備蓄体制の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄品の不足 長期避難を想定すると、3日分では不十分。高齢者・乳幼児対応物資も不足傾向</li> <li>・保管スペースの問題 一部避難所では備蓄品を十分に保管できるスペースがなく、分散配置に支障</li> <li>・備蓄品の更新管理 消費期限管理や在庫管理がアナログで、定期的な見直しが困難</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所職員の運用体制の未整備 備蓄品の管理を誰が行うか、災害時の分配責任などが不明確</li> </ul> <p>(4) 今後の改善提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル管理の導入 備蓄品の在庫・期限管理にQRコードやクラウド型の台帳を導入</li> <li>・地域住民との協働備蓄 自治会・町内会と連携し、地域単位で必要な物資を備蓄</li> <li>・定期的な訓練と見直し 避難所開設訓練に備蓄品の使用訓練も含め、実効性のある備えに。</li> <li>・多様なニーズへの対応 アレルギー食、ハラール食対応物資の導入や、女性・子どもへの配慮物資も検討</li> </ul>
課題	<p>1 物資・設備の確保</p> <p>(1) 発災時に避難所の良好な生活環境を確保するため、トイレ、食事、寝具等の確保に加え、プライバシー確保や暑さ・寒さ対策の観点からも、備蓄物資や施設設備の整備が必要である。</p>
課題解決策	<p>1 備蓄物資の不足への対応については、被害状況や避難者数などを踏まえ、災害対策本部にて必要な物資の種類や数量を検討し、協定締結先に要請する。</p> <p>2 自宅避難や車中避難者に対しては、個人配布が難しいため、避難所に取りに来てもらう運用を検討</p>

委員名	鈴木三男・本田和成・岡口すみえ・落合信太郎
標題	要支援者等への対応について
執行部の現状	<p>1 要支援者等の指定避難所への誘導</p> <p>(1) 要支援者等台帳は、民生委員や自主防災会（個人情報保護の締結）の会長が保管し、発災時には声かけをする。</p> <p>(2) 災害が発生し避難が必要である場合は、要支援者等台帳に登録されている支援者又は自主防災会主導で対応する。</p> <p>(3) 災害対策本部が、福祉避難所の開設を決定した場合は、要支援者等を福祉避難所で受け入れる。地域包括支援センターの保健師が各福祉避難所を巡回して要支援者等のケアをする。</p>
課題	<p>1 要支援者等への対応</p> <p>(1) 高齢者や障がい者に対し、機敏かつ柔軟に対応することが求められる。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿に支援者が選任されていない方の誘導への対応</p> <p>(3) 要支援者等のための指定福祉避難所を事前に指定する必要がある。</p> <p>(4) 必要な福祉、保健、医療サービスを提供し、相談に対応できる介助員等の配置が求められる。</p>
課題解決策	<p>1 要支援者等の避難対応については、支援者及び自主防災会が、要支援者等の避難所への誘導に迅速に対応することが求められる。</p> <p>2 地域防災計画の作成において、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえた上で、指定福祉避難所ごとに受け入れ対象者の調整等を事前に行う必要がある。</p>
おわりに	災害に強いまちづくりのためには、避難所の備蓄体制の充実と、運用面での課題解決が不可欠である。取手市議会として、行政との連携を強化し、実効性ある避難所運営体制を構築していくことが求められる。

委員名	長塚 美雪
標題	災害協定を結んでいる相手方の現状確認 (発災した時に当初の想定どおりの支援を得られるのか)
執行部の現状	<p>1 取手市は災害時の避難所運営に備え、53の事業者・団体・自治体と災害応援協定を締結している。</p> <p>2 協定内容については年度当初、郵送やメールにて、締結内容・担当者・連絡先の確認を行っており、年度内には概ね100%確認済みである。</p> <p>3 協定に基づく支援要請は、市内被害状況や避難者数、必要物資を確認した上で書面・口頭で行う仕組みが整備されている。</p> <p>4 物資の提供等は締結先における業者の在庫状況や被災状況などによって、要請できる物資の種類や個数に変動があることも想定済み。そのため複数の協定を結んでいる。</p> <p>5 自治体の相互応援協定は複数の自治体と締結しているほか、茨城県を通じて県内他市町村等へ支援要請を行うことも可能</p> <p>6 他市町村からの職員派遣は「取手市受援計画」に基づき、業務ごとに担当部署や内容が定められている。</p>
課 題	<p>1 複数の協定を結んでいるものの、発災時に一斉に同様の被害が及んだ場合、ルートを含め支援調達が滞る懸念がある。</p> <p>2 水害時に避難住民を受け入れる場所の確保</p> <p>3 業務提携先の一部は避難訓練でのシミュレーションが可能であるが、支援物資に関しては実際の機能ができるかの検証が難しい。</p>
課題解決策	<p>1 協定の実効性確保</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 協定先の事業者・団体の災害時対応力や在庫確保状況を定期的に確認する仕組みを導入する。</li> <li>(2) 実地訓練やシミュレーションを通じて、協定内容が実際に機能するかを検証し、必要に応じて協定内容を改定する。</li> <li>(3) 多重的な調達ルートの確保のため、市内事業者に加え、県や広域的な自治体ネットワークを通じた更なる応援体制を強化する。</li> </ol> <p>2 住民への周知と協働～受けた支援を円滑に機能させるために～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 協定や受援計画の概要を住民にも分かりやすく説明し、地域防災訓練の中で協定先の役割を体験できる仕組みをつくる。</li> <li>(2) 自主防災組織や町内会と連携し、避難所運営の一部を担える体制を事前に整える。</li> </ol>

委員名	関川 翔
標題	指定避難所の鍵管理に関する現状と課題、及び対応策について
執行部の現状	<p>現在、取手市の指定避難所における鍵の管理体制は、災害時の円滑な避難所開設を目的として、安全安心対策課がスペアキーを保管しているほか、避難所となる小中学校体育館等については、施設の近隣に居住する教育委員会職員が2名体制で日常的に鍵を管理している体制となっている。</p> <p>しかしながら、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、避難所開設担当職員が現地に到着できず、避難者が避難所施設前で立往生するという事案が発生した。このような背景を踏まえ、取手市においても、大規模災害発生時に職員が現地に到着できない状況を想定した体制づくりが急務となっている。</p> <p>その対応策として、感震式キーボックス（一定以上の震度で自動解錠される機器）を活用し、地域の自主防災組織が主体となって避難所を開設できる仕組みの整備が進められている。実際に、今年度は市内の中央・西部・北部の3地区においてキーボックスを試験設置し、開設訓練を通じて実用性や運用上の課題を確認する実証実験が予定されている。</p> <p>また、他自治体の事例として、龍ヶ崎市や千葉県富津市、船橋市などでも同様のキーボックスが導入されており、取手市としてはこれらの先行事例を参考にしつつ、自市の実情に合った運用方法の確立を目指している。</p> <p>点検体制としては、メーカーが推奨する月1回の自主点検を基本とし、異常が確認された場合には専門業者への修繕依頼を行う予定である。設置については、自主防災組織の協力及び施設管理者の同意が必要不可欠であるため、当面は状況に応じて段階的に設置を進めていく計画である。</p>

課題	<p>現行の鍵管理体制は、職員による鍵の持ち出し・開錠を前提としており、職員が避難所に到着できない場合には避難所の開設が遅れる、あるいは不可能となるリスクを内包している。また、夜間や休日といった通常の勤務時間外に災害が発生した場合に、初動対応に時間を要する点も大きな課題である。</p> <p>さらに、感震式キーBOXの導入に当たっては、地域の自主防災組織の協力と理解が不可欠であるが、全ての地域でその協力が得られるとは限らず、設置が困難となる場合も想定される。また、鍵の管理方法を変更することで、新たにセキュリティー上の懸念（不正開錠、機器の故障等）や、継続的なメンテナンスに関する負担が生じることも課題である。</p> <p>運用に関しても、他市の導入事例を単純に模倣するだけでは取手市の実情に適合しない可能性があるため、導入から運用に至るまでの制度設計を慎重に進める必要がある。</p>
課題解決策	<p>これらの課題に対応するため、まずは感震式キーBOXの試験的な導入を通じて、地域住民が自ら避難所を開設できる仕組みを構築していく。特に、自主防災組織との連携を強化し、事前の協議や訓練を通じて、協力体制と実務能力の向上を図ることが重要である。</p> <p>実証実験の結果を踏まえ、実際の運用上の課題や改善点を抽出し、それに基づいた具体的な運用マニュアルや体制整備を行う。キーBOXの点検に関しては、月1回の自主点検を基軸とし、点検記録の整備や業者対応フローを構築することで、確実な管理体制を整える。</p> <p>また、全避難所への設置については、一律の導入ではなく、地域の協力状況や施設管理者の同意を踏まえながら段階的に進めていく。最終的には、取手市内全ての避難所において、地域と行政が連携し、迅速かつ安全な避難所開設が可能となる体制の構築を目指している。</p>

委員名	小堤 修
標題	避難所における救援物資の収受方法等について
はじめに	<p>人類は、イギリスで18世紀後半に始まった産業革命により工場から煤煙、河川・海への汚水の垂れ流し、自動車の排気ガス等により著しく自然環境や生活環境を悪化させてしまった。私たちが産業や文明の発展を最優先したことで、地球温暖化は急速に進んだ。</p> <p>地球に温室効果ガスが溜まることで地球が温まり、必然的に気候変動を呼び起すことになる。地球には大きく分けて熱帯、温帯、寒帯があり、それぞれの地域で暮らしている民族は、そこでの気候により恩恵を受けてきた。その生業が今、大きく崩れかけてきている。日本も異常気象による各種自然災害が至る所で頻発しており、体温を超える酷暑、線状降水帯発生による集中豪雨、突風等、私たちを取り巻く生活環境は脅かされてきている。</p> <p>このように様々な災害リスクが高まる中、私たちはいつ避難所を頼らなければならぬ状況になるかもしれない。その避難所での生活が長期化することもあり得る。</p> <p>今回私は、避難所運営に関し「避難所における救援物資の収受方法等について」調査研究することとした。</p>
執行部の現状	<p><b>【ヒアリング結果から】</b></p> <p>1 救援物資の要請～需要の把握</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 物資の要請は、被害状況や避難者数などを踏まえ、災害対策本部などで必要な物資の種類や数量を検討し、協定締結先に要請するのが基本である。</li> <li>(2) 必要物資の需要把握は、避難所運営に必要な物資ならば、担当職員等からの要望を災害対策本部で把握し共有していく。</li> <li>(3) 市→県→国への流れが大切である。</li> <li>(4) ボランティアで送られて来る救援物資の収受は、社会福祉協議会の扱いとなる。</li> </ol> <p>2 救援物資の収受～分配</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取手市地域防災計画に規定されている災害対策本部における「救援物資班」が、物資の受領、保管及び配給を行う。</li> <li>(2) 受領する救援物資は、一度勤労青少年体育センター（市役所敷地内体育館）に集められ、そこから各避難所等へ分配される。</li> </ol> <p>3 自市で貯える食料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域防災計画によると、炊き出しなどは基本的に市で備蓄している保存水やアルファ米（34,300食）などがあり3日分とされている。</li> </ol> <p>※避難所の資器材としてパーティション、段ボールベッド、折りたたみ式簡易ベッドなどがある。その他生活用品等の消耗品として、簡易トイレ、毛布（2,510枚）、体ふき用ウエットタオル（40,000本）、歯磨きシート（1,000</p>

	<p>枚)、生理用品(ナプキン)、妊産婦用の授乳服セット(10セット)、おしり拭き(赤ちゃん使用可)などの備蓄がある。</p> <p>(2) 4日目以降の食料については支援物資等に頼らなければならないが、炊き出しについてはボランティアや自衛隊による活動に委ねられる。</p> <p>(3) 地域防災計画に記載されている炊き出し業務は、以前の考え方では農家がお米をたくさん備蓄しており、みんなで炊き出しを行う感覚だったのかもしれない。</p> <p>(4) 市では、民間企業と災害時における物資提供の協定を締結していることから、食料不足時には災害協定締結企業へ物資提供の要請を行い対応する。</p> <p>4 救援物資の品目等</p> <p>(1) 市では、現在17事業所と災害時の物資提供に係る協定を締結している。(飲料水、食料品、生活用品、燃料など)</p> <p>5 分配計画～避難所、自宅避難等</p> <p>(1) 各避難所のニーズと分配バランスについては、避難所運営担当職員が要望品を握りし災害対策本部で救援物資の種類や数量を確認・検討し、協定締結先に要請していくのが基本的な流れである。</p> <p>(2) 県→国への救援物資要請やボランティアによる提供などのパターンもある。</p> <p>(3) 自宅で避難している人には、個人配布は不可能なことから、避難所に取りに来てもらうことになる。周知方法として防災無線の活用が好ましい。</p> <p>(4) 避難所との連絡手段と取りまとめ役は、災害時用の優先携帯電話を避難所班の職員に配布するので、災害対策本部や事務局(安全安心対策課)と連絡を取り合う。</p> <p>6 支援物資が多量に残らない工夫(需要と供給のバランス)</p> <p>(1) 物資の要請は、被害状況や避難者数などを踏まえて災害対策本部で必要な数量を検討、要請していくのが基本であり、救援物資が極端に多くなることなく配備できる。</p> <p>(2) 災害時は、様々な自治体、団体及びボランティアなどから支援物品が寄せられることから、余るような場合は備蓄品として有効に活用したい。</p> <p>(3) 灾害規模が大きくなればなるほど物資の需要と供給のバランス調整は難しくなるが、社会福祉協議会と協力しながら工夫したい。</p>
課題抽出	<p>1 各避難所に物品は備蓄されていない(学校の空き教室に備蓄してある所もある)。</p> <p>2 市の備蓄物資</p> <p>避難者は、非常用持出袋を携行し避難所(現在はどこの避難所でもよい)へ向かうことが望ましい。つまり、基本的に避難所には物資が備蓄されてなく、開設時何もない状態と思われる。備蓄場所から各避難所へ物品を搬送するための緊急輸送道路の確保などタイムラグが生じるおそれがある。</p> <p>3 必要物資</p> <p>(1) 避難所生活で必要になる物資は、基本的にどこの避難所でも同じような物資と考えられるが、以下のような違いも想定される。</p>

	<p>ア 避難所の位置により必要とする物資が違う。  イ 災害の種別（震災、水災、その他の災害）によっても、必要とする物資が違う。  ウ 災害が発生する季節により、必要とする物資が違う。  エ 地域防災計画に定める炊き出し業務については、現在アルファ米やパックのごはんなどがあることから、市役所職員の業務としての計画を検証する必要がある。</p> <p>4 要望物資の把握</p> <p>様々な避難者から多種多様な物資の要望があることが予想される。その中には、備蓄されている物資、全く備蓄されていない物資もでてくる。</p> <p>5 到達物資のスムーズな受入れと仕分けの方法</p> <p>市備蓄、応援協定企業、県備蓄、ボランティアからの受入れ、国からの收受が混乱する中、避難所においていかに<u>迅速・的確・平等</u>に避難者へ物資を配布し、避難所生活での不安を払拭できるかが求められる。</p>
課題解決策	<p>1 「取手市避難所運営マニュアル」の遵守と継続的訓練  時系列的な考え方（初動期、展開期、安定期、撤収期）での検証</p> <p>2 「取手市避難所運営マニュアル」の更なる精査、検討</p> <p>3 要望物資の把握</p> <p>本当に必要な物資の要望か、一時的な要望か、避難者の立場に立った役立つ物資の検討が必要である。</p> <p>4 各自非常用持ち出し袋の常備</p> <p>5 各学校敷地内に備蓄倉庫の設置  各避難所（小中学校体育館）に支援物資が備蓄されていない状態</p> <p>6 必要物資の把握</p> <p>課題抽出で挙げた避難所の地域、災害種別、災害発生時期により必要物資の想定リスト表を作成しておくと同時に、地域防災計画にある物資の精査を含め検討する。</p> <p>(1) 地域の特性～高低差、人口数に伴う物資</p> <p>(2) 災害種別～震災で破損し使えないもの、水災で浸水し使用不能となるもの、風等のその他の災害により使えなくなるものに対する必要物資</p> <p>(3) 災害発生時期～耐暑耐寒に対する冷感、保温効果物資</p> <p>7 マニュアルに基づく迅速・的確・平等な物資受入れと仕分け</p> <p>救援物資が様々な組織から避難所に届くなかで、届ける側と受ける側が切れ目なくタイムリーに活動できるよう災害対策本部と市役所職員、社会福祉協議会、避難所運営委員の連携を密にする。</p> <p>8 防災DX（IT機器）によるデータ管理（電源の確保：発電機、ソーラー等）  パソコンでの避難所の救援物資データの集約、仕分け→効率的な物資の搬入搬出</p> <p>9 常総市水害検証報告書  常総市視察研修資料「平成27年常総市鬼怒川水害対応に関する検証報告書（概要版）」に記載されているように、想定以上の人員が必要であったり、食料を</p>

	含む物資の調達に時間がかかったりすることを念頭に置いておく。
提言	<p>1 避難所ごとの備蓄倉庫の設置</p> <p>2 取手市地域防災計画の見直し（特に、炊き出しに関する部分）</p> <p>3 「取手市避難所運営マニュアル」の定期的な見直し</p> <p>4 食料・物資調達に特化した部分訓練の実施</p> <p>5 災害時におけるマンパワーと防災DX（IT機器）による支援物資に関する連携活用</p>
おわりに	<p>この調査研究の所見として、いつ避難所生活が始まっても十分に対応できるよう事前の準備を怠ってはいけない。避難所生活は大勢の人が生活を共にすることから、様々な意見や要望が出てくることが予想されるが、日常生活と異なり制限されることも多く、避難所運営委員会を中心に避難者の融和協調を図っていかなければならない。</p> <p>また、少しでも普段の生活に近づけるような環境（支援物資を含め）を作っていくことで、避難者の健康管理、ストレス等の軽減及び被災から立ち直る気持ちの高揚につなげていかなければならないと感じた。救援物資の収受方法にあっては、基本はありつつも、あらゆることを想定内にした弾力的な計画の作成が求められる。</p> <p>この調査研究結果が、災害時における取手市民の避難生活の一助になれば幸いである。</p>

委員名	佐野 太一 ※令和7年9月2日まで総務文教常任委員会に所属 (同日、建設経済常任委員会に所属変更)
標題	人員体制の確保と役割分担の明確化
執行部の現状	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の参集ルートを確認済</li> <li>2 職員が参集できない場合を想定し、自主防災会による避難所開設体制を整備（避難所3か所にキーボックス設置）</li> <li>3 自主防災会による開設訓練を実施予定</li> <li>4 自主防災会がない、または人員不足地域では県を通じ支援を依頼</li> <li>5 防災士、町内会、自治会の協力も要請</li> <li>6 組織がない地域では新規立ち上げを推進中</li> <li>7 運営業務の役割の明確化のため、運用ルールをさらに詳細化予定</li> </ol>
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害発生時は行政職員だけでは運営が困難である。自主防災組織や地域住民の協力が不可欠であること</li> <li>2 発災から24～72時間は特に人手不足が深刻であること</li> <li>3 自主防災組織がない地域や高齢者の多い地域では運営が機能しない可能性があること</li> <li>4 混乱時に役割が曖昧にならないよう、行政職員と地域側の役割分担を明確にする必要があること</li> </ol>
課題解決策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「避難所スタッフ登録制度」を作り、地域住民・学生・企業の社員などを事前にリスト化</li> <li>2 役割を「受付」「物資」「見回り」「情報掲示」などに細かく分けてカードや腕章で明示</li> <li>3 住民主体の運営を基本にしつつ、職員はサポート役に回る仕組みをつくる。</li> <li>4 事前に防災士などを登録しておき、ボランティアとしてすぐ動けるようにする。</li> <li>5 災害初期の人手不足は、近隣市やNPOと協定を結び、すぐに応援が来られる体制をつくる。</li> </ol>

委員名	佐野 太一 ※令和7年9月2日まで総務文教常任委員会に所属 (同日、建設経済常任委員会に所属変更)
標題	避難所の受け入れ態勢と情報共有
執行部の現状	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開設判断は災害対策本部。職員収集後に開設</li> <li>2 周知は防災無線・防災ラジオ・ホームページ・LINE・メールマガジン等で実施</li> <li>3 避難者情報は受付時名簿で把握</li> <li>4 将来的にはマイナンバーを活用したチェックイン導入を検討</li> <li>5 外国人対応は役割未定。外部団体・民間協力を検討</li> <li>6 要配慮者・障がい者対応については職員の役割やルール未整備</li> <li>7 詳細な情報共有手段は、避難者名簿以外は未決定</li> </ol>
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開設避難所の情報や開設時期が住民に届かないリスク</li> <li>2 要配慮者（高齢者、障がい者、外国人など）の情報管理体制の不明確さ</li> </ol>
課題解決策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報伝達手段を多重化（防災無線、LINE、SNS、市の移動広報車）</li> <li>2 要配慮者は平時からリスト化し、個別対応計画を地域ごとに確認</li> <li>3 受付は世帯ごとに簡単に済ませて、詳しい情報は後から確認する方式に変える。</li> <li>4 タブレットなどを使い、避難者名簿を本部と共有する。</li> <li>5 要支援者については「何分で到着できるか」を実際に訓練で測り、支援が確実に届くようにする。</li> </ol>

委員名	佐野 太一 ※令和7年9月2日まで総務文教常任委員会に所属 (同日、建設経済常任委員会に所属変更)
標題	多様な避難者への対応
執行部の現状	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 授乳室や着替え場所などに配慮したレイアウトを検討</li> <li>2 本部を通じ福祉避難所と連携</li> <li>3 車椅子対応は課題</li> <li>4 言語・文化の違いへの対応は未定</li> <li>5 トイレ問題は未対応。ただし、協定により「トイレトラック」を約2日以内に派遣可能</li> </ol>
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、性的マイノリティ等への配慮</li> <li>2 福祉避難所との連携、言語・文化対応、女性専用スペース確保</li> <li>3 車椅子やオストメイト対応などトイレ問題</li> </ol>
課題解決策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仕切りや簡易パーティションで「授乳」「女性専用」「高齢者優先」などの空間を確保</li> <li>2 オストメイト対応トイレを事前に整備し使用手順を訓練で確認</li> <li>3 多言語表示やピクトグラムを使い、外国人にも分かりやすい案内を用意</li> </ol>

委員名	佐野 太一 ※令和7年9月2日まで総務文教常任委員会に所属 (同日、建設経済常任委員会に所属変更)
標題	情報伝達と住民周知
執行部の現状	1 広報班が情報担当。ホワイトボードで情報共有 2 現状はアナログが中心 3 QR コードやLINE グループ活用は未定。アナログとデジタルの並行対応が課題
課 題	1 避難所内で情報が偏る、伝わらないことで混乱発生の懸念
課題解決策	1 ホワイトボードや掲示板に加え、避難所ごとの LINE グループや QR コードを導入 2 高齢者や外国人に配慮して、文字だけでなく絵や図で分かる掲示を行う。 3 情報を伝える係（広報班）を決めて責任を明確にする。

委員名	佐野 太一 ※令和7年9月2日まで総務文教常任委員会に所属 (同日、建設経済常任委員会に所属変更)
標題	避難者同士のトラブル・心理的ストレス
執行部の現状	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所班が細かなトラブルに対応。警察官も巡回</li> <li>2 心理的ストレスは社協などと連携して対応</li> <li>3 民間ボランティアやサポートーの活用も検討</li> </ol>
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 プライバシー確保、騒音・差別・ルール違反などのトラブル</li> <li>2 避難疲れや不安などの精神的負担</li> </ol>
課題解決策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 間仕切りや簡易テントで早期にプライバシーを守れる体制をつくる。</li> <li>2 保健師や心理の専門家が相談に乗れる体制をつくる。</li> <li>3 地域にいる心理士やカウンセラーとの協力体制をつくる。</li> </ol>

委員名	佐野 太一 ※令和7年9月2日まで総務文教常任委員会に所属 (同日、建設経済常任委員会に所属変更)
標題	継続的訓練とマニュアル見直し
執行部の現状	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 班ごとの避難所開設訓練を実施、ブラッシュアップ中</li> <li>2 マニュアルは隨時見直し</li> <li>3 自治会・自主防災会との協働で役割分担を進めるが、リーダー不在地域では職員主導</li> <li>4 市民感覚と実際の運営に温度差が生じないよう、自助・共助意識を市民に浸透させる必要あり</li> <li>5 常に最新情報を反映し、マニュアル改訂を継続</li> </ol>
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 マニュアル更新、庁内横断的災害対応、定期的な訓練の必要性</li> <li>2 行政主導から地域協働型への転換</li> </ol>
課題解決策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発令→避難→受付→生活→トラブル対応まで、一連の流れを再現する「シナリオ型訓練」を行う。</li> <li>2 訓練の反省点を地域住民にも公開し、次の改善につなげる。</li> <li>3 マニュアルは、行政だけでなく住民の意見も交えて継続的に改訂</li> <li>4 目的を持った訓練を継続し課題を抽出</li> <li>5 地域協働型への訓練の導入</li> </ol>